

バス停留所上屋設置基準

(目的)

第1条 この基準は、大都市バス輸送改善対策（昭和47年12月6日運輸省決定）及び交通事業再建計画（昭和49年12月20日議決）に基づき、路線バス利用者の増加と輸送サービス向上のため、バス停留所の上屋設置に必要な基準を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 バス停留所上屋（以下「上屋」という）の設置場所は、交通局単独路線または主体路線の停留所とする。

2 上屋の設置場所については、次の各号のいずれにも該当しなければならない。なお、設置にあたっては各区のバランスを考慮すること。

(1) 乗車人員が終日で35人以上（川崎区については85人以上、麻生区については15人以上）あること。

(2) 歩車道区分のある道路で歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所とし、上屋の支柱を設置した後の歩道有効幅員が2.0メートル以上あること。

(3) 隣接住民から上屋設置に同意が得られること。

(4) 私有地の場合は、耐用年数以上借用できること。（15年・無償）

3 前項第1号に規定する乗車人員に達しない停留所において、社会福祉施設、市民施設等の利用者の利便向上を図るため、特に必要があると認められるときは、上屋を設置することができるものとする。

(上屋の形式)

第3条 上屋の形式は、オーニング式またはアーチ式とし、設置場所に応じて定める。

(上屋の色彩)

第4条 上屋の色彩は、川崎市都市景観条例（平成6年12月26日条例第38号）の趣旨に沿ったものとする。

(競合路線内の設置)

第5条 他バス事業者と共用の停留所の上屋設置については、次の基準により費用負担するものとする。

(1) 主体路線でない路線に設置する上屋については、費用負担しない。

(2) 駅前等ターミナルに設置する上屋については、設置工事費及び維持管理等は、それぞれが専用する面積の割合で費用負担する。

(選定委員会)

第6条 バス停留所に上屋を設置するため、「バス停留所上屋選定委員会」(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は第2条各項及び当該停留所における運行状況並びに乗客数等を考慮して上屋設置場所を選定する。
- 3 委員会は次の者で構成し、委員長には自動車部長をあてる。
自動車部長、管理課長、管理課担当係長(管理担当)、管理課担当係長(施設管理担当)、運輸課長、運輸課運輸係長
- 4 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 5 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の運営に必要なことは、別に定める。
- 7 委員会の庶務は管理課において処理する。

(基準の適用)

第7条 この基準は昭和50年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は昭和59年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成6年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成7年7月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成8年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成15年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成18年2月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成19年4月1日から適用する。

付則

この改正基準は平成28年4月1日から適用する。